

2019年11月28日 参議院総務委員会 会議録抄

一般質疑

○江崎孝 早速ですけど、ドクターヘリについて質問させていただきます。

せんだって、鹿児島を中心に消防関係の職場を回らせていただいて、鹿児島が一番南、与論島の方に行かせていただきました。そこで消防職員の皆さんたちが懸念をしていたのが、ドクターヘリの要請をしたときに、奄美大島の方からドクターヘリが来るということなんですね。御承知のとおり、一番南なんですけれども、沖縄が断然に近いんです。なぜ沖縄からドクターヘリが飛んでこられないのかという、現場はそんな懸念もありましたし、首長さんにもお会いしましたけれども、そんな話がありました。

県境を越えてドクターヘリが動いているところはあると思いますけれども、なぜこの与論島の方はそういう状況になるのか、教えてください。

○迫井正深 厚生労働省大臣官房審議官 御答弁申し上げます。

ドクターヘリを含めまして、救急医療体制につきましては、都道府県が、医療法に基づきまして、地域の実情に合わせて救急医療体制を含めた医療計画を策定をいたしまして、その体制を確保することとなっております。

ドクターヘリを配備する救命救急センターにつきましては、良質かつ適切、救急医療を提供するという観点から主に四点の要件がございます。一点目ですけれども、救命救急センターの医師が直ちに搭乗することができる場所にヘリポートを有すること、それからドクターヘリに関して十分な見識を有すること、それから救命救急センターを設置する地域が救急患者の救命でございますとか後遺症の軽減に十分効果を発揮する地域であること、そして地域の消防機関との連携が緊密であることといった内容を満たすこととしておりまして、この配置状況を踏まえたドクターヘリの運用がなされております。

また、地域、地理的な配慮等によりまして、一部の府県におきましては、既に相互応援や共同の運用、他の機関が運用するヘリコプターの活用など様々な取組があると承知をいたしております。

御指摘の地域でございますけれども、鹿児島県と沖縄県との間で連携して対応しているというふうに伺っております。平成三十年度の鹿児島県与論島におけるドクターヘリの搬送実績につきましては十八件でございますけれども、うち五件は沖縄県のドクターヘリにより対応していただいているというふうにお聞きをいたしております。

いずれにいたしましても、厚生労働省といたしましては、質が高く効率的な救急医療体制の構築を目指しまして、都道府県に対し必要な助言等を行ってまい

りたいというふうに考えております。

○江崎孝 それは分かるんですけども、沖縄から飛んでくると、奄美大島から飛んでくるんですね、与論島の方には。

ヨロンジマなんですよ。ヨロントウじゃなく、ヨロンジマでいいんですよ。ヨロントウなんですかね。ヨロンジマだと僕思っていたんですけども。

それで、一義的に、鹿児島は二台持っていると聞きました。沖縄は一台しかないという。奄美大島に一台配備されているわけで、奄美群島を直轄しているんでしょうけれども、御承知のとおり、奄美大島から飛んでくると沖縄から飛んでくるのって二十分ぐらい違う。命の危険性があるときに一義的に奄美大島から飛んでくる、まずは飛んでくるということ、そして、いろいろあつて調整をして、沖縄から飛んでくる可能性もあるらしいんです、それが五件の話なんだけれども。

まず、一義的に沖縄から飛ばすという、そして、時間的余裕があるならば奄美から飛んでいただくというその逆転をしないと、現場でいざ本当に救命が必要な方たちの二十分間、行って帰りで四十分間とすると、その大切な時間が危機的状況になるということはこれは目に見えているわけですから、それはやっぱり県と沖縄との関係の中で整理してもらわないといけないということですか。

○迫井正深 厚生労働省大臣官房審議官 御答弁申し上げます。

やや繰り返しのお話になるかもしれませんが、基本的な体制の整備につきましては、各都道府県の計画の中でしっかり体制を整備していただくものと考えております。

ただ一方で、御指摘のとおり、地理的な要件でございますとか様々な運用については、現場の運用、あるいは、例えば文書による協定等によりまして連携して対応していただいている実態もございます。

したがいまして、その辺りも含めて、基本的には各県のお考えで隣接県との連携も含めて対応していただくものというふうに承知をいたしております。

○江崎孝 地方自治の観点からするとそれは当たり前の話なんでしょうけれども、やはりどうしても与論島というところは鹿児島から遠いところにあります。どちらかという沖縄県に近いですね、文化も含めて。ですから、昔から与論はちょっと鹿児島とは遠いという関係にもありました。

そういうこともあつて、少々その対応が遅いのではないのかというのが島の皆さんたちの思いでもあるので、私もそういう話を聞いた以上は、誰が考えたって、近いところからまず飛ばすというのが原則であるはずだと思うんですね。ですから、それは、どうでしょう、消防庁なのか厚生労働省なのか、是非両県と話をさせていただいて、一刻も早く、まずは沖縄からドクターヘリが来ていただくという条件を整えるということではできませんでしょうか。

○**迫井正深 厚生労働省大臣官房審議官** 御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、地理的な要件の中には、明らかに隣接県からするとよりカバーしやすいという条件はあり得るというふうに承知をいたしております。

ただ一方で、難しいところがございますのは、隣接県の対応をしていたときに、その当該県で同じようなドクターヘリの運用が求められるようなケースもございますので、やはり基本的には弾力的に対応しつつ責任の所在をある程度はつきりさせるということだろうと思います。

したがいまして、議員御指摘のとおり、両県に対しまして、現状についても改めて意見、私どもといたしましては、状況については聴取をさせていただきたいと思っておりますし、必要な助言はさせていただきたいというふうに考えております。

○**江崎孝** 大臣、こういう状況になっています。消防庁を含めて所管される大臣として、人の命を預かる大事なところですよ。いろんな県境の問題があるかもしれませんが、是非、大臣として御努力いただきたいんですけれども、どのようでしょうか。

○**高市早苗 総務大臣** ドクターヘリの運用につきましては、まさに地域の住民の方々の命に関わる非常に重要な問題でございますので、地域の実情に応じて、江崎委員おっしゃっていただいたとおり、柔軟に運用していただく必要があると存じます。

残念ながら所管ではございませんが、厚生労働省においてしっかりと調整していただけることを期待いたします。

○**江崎孝** 実際、消防職員の皆さんたちが歯がゆい思いでその二十分間を待たなきゃいけないという状況がありますので、是非お願いしたい。

あと、あわせて、消防の話なんですけれども、DNAR事案というのがございます。ちょっと難しいというか、私、英語の発音がよく分からない、ドゥー・ノット・アテンプト・リサシテーションというこのややっこしい話なんですけれども、要するに、救命救急、延命治療を、消防の職員の皆さんたちが今現場で非常に困っているという現状があつて、出動を要請されると、これは義務化されていますよね、延命措置をしなければいけない。ところが、今、延命措置を希望されない方がいらっしゃるということで、現場で相当混乱をしているということも、今回、全国回らせていただいて、そういう案件もありました。

例えば、今これ、これだけ高齢社会が、お年寄りが増えているということで、出動もお年寄りに対しての出動が多いんですけれども、自宅であつたり施設であつたり、そこに行って、早い話が、延命治療をしようとする、家族の皆さんがもうやめてくれということで措置を断る場合がある。しかし、消防職員は、出動、電話、一報があつた以上は行ってその措置をしなければならぬ、義務化さ

れているわけで。そのはざままで相当現場が混乱をしているというようなことなので、この取組について、現場からは何か国としてそれなりの基準を出していただけないかという要請を持ってきたんですけれども、今、現状どうなっているでしょうか。

○米澤健 消防庁次長 お答え申し上げます。

委員御指摘のDNAR事案、いわゆる救急要請されたものの、救急現場におきまして家族等から傷病者は心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案でございます。

これにつきましては、昨年度より、私どもの方で有識者検討会を開催し、この夏に報告書を取りまとめたところでございます。

この報告書におきましては、このような事案につきまして、本人の生き方あるいは逝き方については尊重されていくべきという基本認識が示される一方で、傷病者が心肺停止となった経過、また心肺蘇生の中止について話し合った関係者の範囲や内容、かかりつけ医等との連絡の有無、こういった救急現場における状況が千差万別であること、加えまして、救急現場は緊急の場面でございますので、心肺蘇生を望まない旨の傷病者の意思は事前に救急隊に共有されていないといった事情もございます。こういった時間的、情動的にも制約があること。このために、救急隊の対応につきましては十分な検討が必要であり、更なる事案の蓄積や知見の蓄積が必要であるということが示されております。

それを踏まえまして、私ども消防庁におきましては、今月の八日に、都道府県を通じまして全国の消防に対してこの内容について周知をさせていただきますとともに、在宅医療や介護に関わる関係者との十分な議論、意見交換、これらを踏まえての対応の手順等を定めた場合の消防庁への情報提供などをお願いしたところでございます。

○江崎孝 事案の収集も含めて対応がちょっと遅い、現場が先行っちゃっているというのが消防の現場の皆さんたちの思いなんですよ。

やっぱり、こうやっているときでもそういう現場での混乱というかが起きていて、今朝方のニュースだと、東京消防庁が十二月からこの案件に対して一つの答えを出していますよね。かかりつけ医に電話で確認をして蘇生を中止をするという、中止ができるような対応を取っているわけですが、消防庁としてそういう考え方というのはまだ進めていらっしゃるんですか。東京消防庁が先行っちゃっているんですけれどもね。

○米澤健 消防庁次長 先ほど御答弁を申し上げました報告書を取りまとめる過程におきましても、各消防本部から考え方、対応等について聴取をし、それを踏まえて検討を進めていったところでございます。

今委員から御紹介のありました東京消防庁での取組がある一方で、例えば大

阪市消防局では基本的には心肺蘇生を継続して対応すべきだというお考え方が示されたり、まだ各消防本部におきましても考え方、対応について様々差があるような状況でございます。

したがいまして、先ほど御答弁申し上げましたように、まずは医療や介護に関わる関係者との十分な議論、蓄積、それを踏まえて、まずは私どもに情報提供をいただきたいという対応でございます。

○江崎孝 現場が混乱しているのは間違いないわけですからね。こういう事例というのはもう五年前、十年前ぐらいから分かっていたわけでありますから、是非早めに対応を取っていただいて、東京消防庁が一つの考え方を出した、少なくともそれぐらいは全国に発信できるように対応をお願いをしたいということをお願いをして、マイナンバーカードについての質問をさせていただきます。

私がこの通常国会の冒頭に代表質問で、内閣府のホームページでは、マイナンバーのメリットとして、一番目に来るのが行政事務の効率化、二番目が国民の利便性の向上、三番目が公平公正な社会の実現だったんですね。これは、そんなその行政事務の効率化でマイナンバーカードを誰が申請するかと僕言ったんですね。まずは国民の利便性が一番ではないのかと。これ変えるべきでしょうと言って、どうなっています、その後、ホームページ確認していないんですけど。——いや、いいです、僕が言いますので。

多分変えられています。一番に来ているんですよ、国民の利便性がね、そうでしょう。来ているんですよ。

さて、私も質問した以上はマイナンバーカードを取らなきゃいけないと思って、取ったんですよ、取った。取って、印鑑登録証明書を取りに行ったんです、千代田区役所に。マイナンバーカードで取れないんですよ。何で取れないかと言ったら、取れないんですよ。で、印鑑登録証明書カード持ってきてくれと言うんですよ。じゃ、このマイナンバーカードで印鑑登録どこで取れるんですかと言ったら、コンビニのコピー機で取れますと言う。私はちょっとこれ何かおかしいんじゃないかと思ったんですけど、事実そうですね。

○高原剛 総務省自治行政局長 御答弁申し上げます。

印鑑登録証明書の発行は各市区町村の条例に基づいて行われるものでありますが、印鑑登録証明書の交付を受ける場合には、市区町村の窓口で印鑑登録証を添えて書面で申請することが一般的であります。印鑑登録証が必要ということでございます。

マイナンバーカードにつきましては、市区町村が条例等を制定すればこの印鑑登録証の機能を登載することが可能でありましたり、今委員の御紹介ございましたように、マイナンバーカードのコンビニ交付機能で印鑑登録証明書の交付を受けるということになろうかと思えます。

以上でございます。

○江崎孝 ぐずぐず言っていますけど、なぜ取れないのかという単純な質問ですよ。印鑑登録を持って行って、印鑑登録がある区役所に行って、そのマイナンバーカードは使えなかったわけですね。だけど、遠いところ、例えば参議院のコンビニのコピー機ではそれが使えるわけですね。これ、何か本末転倒ではないかなと僕は思うんですけれども、これ利便性の向上になっているのでしょうか。

○高原剛 総務省自治行政局長 委員御指摘のように、確かにマイナンバーカード、コンビニで証明書を交付できるわけですが、市区町村の庁舎や窓口でも交付できるようにした方が住民の利便の向上につながりますので、私ども、現在、コンビニと同じようなキオスク端末を市町村に設置していただく、あるいはJ-LISが無償で提供しているんですが、簡易なシステムでマイナンバーカードから印鑑登録証明書の出力ができるようなシステムを自治体に提供しております、自治体に対して活用をお願いしているというところでございます。

以上です。

○江崎孝 これ、コピーでやろうとすると、保守点検料が入ってお金が掛かるんですよね。ですから、東京なり千代田区なり大きなところというのはそういうことができるでしょうけれども、もちろんこれ交付税措置されているかもしれないけれども、自治体によっては、コンビニとかそういうコピー機やるような状況じゃないというところもいっぱいあるわけですよ。そんなことを、そんなことさえできないのに、何で五千円のポイント還元みたいなことに走っちゃうのかよく分からないんですが、この五千円のポイント還元というのはどういった内容になっているんですか、今検討中だというふうに聞いていますけれども。

○高原剛 総務省自治行政局長 マイナポイント、マイナンバーカードに基づいた消費活性化策といたしまして、来年の、現在の経産省がやっておりますポイント還元が終わりました後に、引き続いて消費税の増税に伴う消費の活性化策というのでしょうか、そういう中でやらせていただくということで準備を今進めているところでございます。

○江崎孝 これも朝方のテレビで出ていましたけれども、そんな金で釣るようなことをやると、腹立たしくインタビューに答えられていた国民の方がいらっしやるんですけれども、果たしてこれでどれだけ効果があるかということなんですが、これマイナンバーカードを持っていたら、これ誰でも、もちろんお金を、ポイント使わなきゃいけないんですけれども、五千円のポイント還元って、マイナンバーカードを持っていれば誰でもできるんですか。

○高原剛 総務省自治行政局長 委員御指摘のように、マイナンバーカードを持っていればできるということでございます。

加えまして、やっぱり将来的な、自治体が住民の方にそういった現金あるいは

それに相当するポイントを給付する手段をITで実現するというのを今回確立するというのが一つの目的でございますので、申し添えさせていただきます。

○江崎孝 それは違うと思いますけどね。

私はマイナンバーカード持っていますけど、五千円のポイント還元受けられませんよ、このままじゃ。なぜですか。

○高原剛 総務省自治行政局長 失礼しました。マイナンバーカードを保有していただいて、加えてマイキーIDというのを設定していただく必要がございます。

○江崎孝 つまり、マイナンバーカードをもらっただけでは五千円のポイント還元受けられない。新たにマイキーIDというのを設定していただかなきゃいけない。それは現場に、窓口に行くか、若しくは今アプリを開発をしているという話になっていますけども、どれだけの人がそんな手続をやった上で五千円のポイント還元をやろうとお思いですか。それが相当に増えるというふうに考えているわけですよ。どちらに言ったら、内閣に言ったら、総務省に言ったらいいのか、相当に増えるというふうに思っているわけでしょう、申請者が。

○高原剛 総務省自治行政局長 私どもの想定では、現在、マイナンバーカードの累計交付枚数は千八百四十三万枚でございますが、来年の六一七月には三千万枚から四千万枚の発行がなされるものという想定をしておるところでございます。

○江崎孝 その想定を前提に、各自治体に対してマイナンバーカードの申請について積極的に、まあ圧力とは言いませんけれども、指導、助言が今なされていますよね。

私がいただいた資料によると、来年の七月までに何十%、人口に対する交付率ですよ、交付率の枚数を何率にしないとか、私が聞いた自治体では、来年の七月までに三〇%、再来年の三月までに五〇%、再来年度、令和三年度までに七五%まで上げろという計画を出させているじゃないですか。本当にこんなに計画どおりいくんでしょうかね。どうですか。

○高原剛 総務省自治行政局長 私どもの想定といたしましては、先ほど申し上げましたが、来年の七月末で三千万枚から四千万枚、令和二年度末で六千万枚から七千万枚、令和三年度末で九千万枚から一億万枚という想定を立てております。

そして、今後、マイナポイントも始まりますし、マイナンバーカードの健康保険証としての利用も始まります。そういった中で、住民の皆様は窓口でお待たせすることがないように、自治体に対してお願いをしているということでございます。

○江崎孝 これ、マイナンバーカードの仕事は、自治体にとっては法定受託事務

ですか。

○**高原剛 総務省自治行政局長** 委員御指摘のとおり、法定受託事務でございます。

○**江崎孝** でも、その中に、私はこれ違いうだろうと思うのは、申請受付等の推進、来庁者への申請勧奨、つまり営業ですよ、チラシ配れと言っているんですよ。あるいは、申請受付等の推進で、来庁、来られた方たちにその都度、申請をしないと、申請どうですか、してくださいよって、営業活動をしろと言っているわけですね。これって法定受託事務ですか。

○**高原剛 総務省自治行政局長** 御答弁申し上げます。

マイナンバーカードの交付全体が法定受託事務でございます。私ども、法定受託事務とか、そういう事務の性格にかかわらず、住民の皆様が窓口でお待ちいただくことのないように、できる限りの対応を技術的助言としてお願いをしているということでございます。

○**江崎孝** 法定受託事務は、マイナンバーカードの申請があつて、それを交付することが法定受託事務のはずですよ。

来庁者の方に、マイナンバーカードを取ってください、取ってくださいという、そういうチラシ配るのは法定受託事務ですか、教えてください。

○**高原剛 総務省自治行政局長** 御答弁申し上げます。

私申し上げましたのは、マイナンバーカードの交付という全体の事務の一環として位置付けられれば、そういう今申し上げたようなことになるというふうな認識を述べたものでございます。

○**江崎孝** いや、どうですか。それは、チラシ勧奨すること、法定受託事務ですね、じゃ。はっきり言ってください。

○**高原剛 総務省自治行政局長** 失礼しました。住民のカード申請交付機会の拡大の取組は、あくまで市区町村の自主的な取組で、失礼しました、ちょっと答弁を修正させていただきますと、法定受託事務の範囲というのはちょっと言い過ぎだったと思います。申し訳ございません。

○**江崎孝** はっきりしておかないと駄目なんですよ、ここを。そんなことで自治体に指示とか出すから自治体は混乱をして、必要以上に人を増やさなきゃいけない、窓口増やさなきゃいけない、チラシ配らなきゃいけないと、こんな混乱しているわけじゃないですか、今。

何回も言いますよ。皆さんたちは、やらなきゃいけないのは、マイナンバーカードの利便性を高めることなんですよ、まず。そこなんです。マイナンバーカードを持って行って、印鑑登録証明書が取れないようなマイナンバーカードでどうするんですか。コピーで取ってくれと言われるような、窓口で。それをまずやって、国民が、ああ、マイナンバーカード持っていた方がいいねと思わせること

が、まずやらなきゃいけないことでしょう。マイナンバーカードポイント制度が始まるから、多分これからこぞって申請が起きるから、窓口を増やさない、土曜、日曜の窓口を開設を改めて広げなさいということをやることが、国がやることではない。

○若松謙維総務委員長 時間過ぎておりますので、おまとめください。

○江崎孝君 はい。

そういう思いですから、是非これ注意をしてください、これから指導、助言するのは。そして、マイナンバーカードの仕事を自治体にさせるのを含めて、法定受託事務はあくまでも申請されて交付することが、それが法定受託事務ですから、間違えないようにしていただきたいと思います。

済みません、選挙の件については今回質問できませんでした。

以上です。